

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について 答申(案)」
に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について 答申(案)」に対する意見の募集(パブリックコメント)を、平成 28 年 12 月 13 日(火)から平成 29 年 1 月 11 日(水)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は 36 であり、のべ意見数は 158 件であった。その内訳については以下の通り。

1. 意見提出者数の内訳

| | |
|-----|----|
| メール | 33 |
| 郵送 | 2 |
| FAX | 1 |
| 合計 | 36 |

2. 項目別の意見件数

| | 件数 |
|-----------------------------------|-----|
| 1. はじめに | 25 |
| 2. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存をめぐる現状と課題 | 2 |
| (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況 | 7 |
| (2) 動植物園等における生息域外保全等の現状と課題 | 4 |
| (3) 絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引の状況 | 0 |
| 3. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき今後講ずべき措置 | 11 |
| (1) 我が国に分布する絶滅危惧種保全の推進 | 1 |
| 二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全の推進 | 14 |
| 保護増殖事業の推進 | 5 |
| 国民からの提案を踏まえた国内希少野生動植物種の指定 | 5 |
| 普及啓発の推進 | 5 |
| (2) 動植物園等と連携した生息域外保全等の推進 | 7 |
| (3) 希少野生動植物種の流通管理強化 | 8 |
| 登録票の有効期限の設定 | 5 |
| 個体識別措置(マイクロチップ等)の導入 | 5 |
| 適切な登録業務を更に推進するための措置 | 4 |
| インターネット等の新たな流通形態への対応 | 5 |
| 象牙等の事業者の管理強化 | 19 |
| (4) 戦略的な絶滅危惧種保全の推進 | 1 |
| (5) 科学的な絶滅危惧種保全の推進 | 5 |
| (6) その他 | 0 |
| 違法な捕獲等及び譲渡し等に対する措置命令等 | 5 |
| 外来種として生態系等に被害を与える国際希少野生動植物種の取扱い | 0 |
| 交雑個体等の取扱い | 2 |
| 参考資料 | 4 |
| 全体 | 9 |
| 合計 | 158 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|---------|--------------|----------------|----|---|------|---|
| 1. はじめに | | | | | | |
| 1 | 1 | 2 | 1 | 「我が国は、南北約 3,000km にわたる国土」の後に、「447 万?に及ぶ海域（領海及び排他的経済水域）」を追加する。 | 1 | ご意見を踏まえて修正します。 |
| 2 | 1 | 2 | 1 | 前文として「野生生物は自然環境を構成する重要な要素の一つであり、国民共有の財産であること」を明記すべきである。 | 2 | ご意見を踏まえて修正します。 |
| 3 | 1 | 4 | 1 | 「南北」を、与那国島と南鳥島との距離を勘案すると、「東西南北」と記載したほうが適当である。 | 1 | 国土が南北約 3,000km にわたることにより複数の気候帯を有しており、豊かな生物多様性に繋がっているため、原文どおりとします。 |
| 4 | 1 | 5 | 1 | 種数について、海生種を含め、陸生、海生の種数を区別して記載すべきである。 | 1 | ここは、我が国は生物種数が多く生物多様性の保全上重要な地域として認識されている旨を説明することを意図しているため、原文どおりとします。 |
| 5 | 1 | 8 14 | 1 | 年号か西暦か、どちらかに記載を統一するべきである。（他にも同様の箇所多数） | 1 | ご意見を踏まえ修正します。 |
| 6 | 1 | 10 | 1 | この法律名だけに法律番号を記載する必要はない。 | 1 | 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置」は、原則として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の見直しを目的として検討を進めたものであるため、原文どおりとします。 |
| 7 | 1 8 10 | 14 30 28 | 1 | 「外国為替及び外国貿易法」及び「関税法」を合わせて強化すべきである。 | 2 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|-------------------|--------------------------|----|---|------|--|
| 8 | 1 | 16 | 1 | 以下の文を追加すべきである。 我が国に生息する渡り性の野生動物については、2カ国間渡り鳥等保護条約（協定）での取り組みは有るものの限定された国との間でのもので不十分な状態である。これは我が国および周辺のアジア各国が移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）を批准していないためである。 | 1 | 渡り性の鳥類については近隣国と二国間条約・協定を結ぶほか、関連するさまざまな条約等を通じた絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全に努めており、原文どおりとします。 |
| 9 | 1 | 24～ | 1 | 「留まって」と「とどまって」の文言の統一が必要である。 | 1 | ご意見を踏まえ修文します。 |
| 10 | 1 | 26 | 1 | 氾濫原のような自然の営みによる攪乱作用を治水等により人間が減少させている環境についても加えるべきである。 | 1 | 絶滅危惧種の多くが二次的自然に分布していることを踏まえて、特に二次的自然について記載しているため、原文どおりとします。 |
| 11 | 1 | 26 - 34 | 1 | 土地所有者の同意を得る問題点・対策を記述する必要がある。また、種の保存法第三条（財産権の尊重等）は、削除すべきである。 | 2 | 土地所有者の理解と協力を得ることは、絶滅危惧種の保全にあたり重要と認識しており、原文どおりとします。また、財産権の尊重は憲法で規定されており、削除することは適当ではないと考えています。 |
| 12 | 1 5 8 10 | 29 1 22 16 - 26 | 1 | 業者や事業者に関する責務に関する記述を加えるべきである。 | 3 | 「3.(1) 普及啓発の推進」の2段落目に、事業者も含めた多様な主体が担う種の保存に関する公的な機能や期待される役割等を明確にする必要性について検討する旨を記載しています。 |
| 13 | 1 | 30 - 31 | 1 | 二次的自然に生息する種を環境省が絶滅に追いやっているような印象を持たれてしまうので、校 | 1 | ここでは、種の保存法の保全対象となる絶滅危惧種を増やし、各種の保全対策を更に進める必要性 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|------------------------------|---|----|---|------|--|
| | | | | 正すべき。 | | を述べているため、原文どおりとします。 |
| 14 | 1 5 | 32 7 12 17 | 1 | 「環境教育」の記述が4カ所見受けられるが、7頁11行の「普及啓発の推進」の記述においては、「環境教育」の記述がない。「普及啓発の推進」を「環境教育の推進」と記述を変更して、具体的に学校教育や社会教育として進める方策を記述すべきである。 | 2 | ここでは、人材育成の推進や教育の教材としても活用可能なパンフレットの作成等の必要性について記載しているため、原文どおりとします。 |
| 15 | 2 3 | 4 - 6 25 - 27 | 1 | 生物多様性条約の第9条に記されている「生息域外保全」について、適切に運用される仕組みが構築されるよう、種の保存法以外の法制上の措置も含めて検討する必要がある。具体的には、動植物園法（仮称）の制定の必要性についても記述すべきである。 | 2 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置」は、原則として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の見直しを目的として検討を進めたものです。 |
| 16 | 2 | 7 | 1 | 「なお、日本が長らくワシントン条約の取引を禁止している種についての留保を、現在の管理当局水産庁とは異なる保全の観点から見直す必要がある」を付け加える。 | 1 | ワシントン条約の留保対象種は政府として決定していることから、原文どおりとします。 |
| 17 | 2 2 6 7 10 11 | 11 - 22 26 - 31 6 - 37 1 - 9 28 - 37 1 - 9 | 1 | ジュゴンを「種の保存法」へ指定し、生息地保全へ向けて具体的に取り組むことを強く求める。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|----------------------------------|--|--|-------|--|------|---|
| | 11 13 | 11 - 30 1 - 14 | | | | |
| 18 | 2 2 6 7 10 11 11 13 | 11 - 22 26 - 31 6 - 37 1 - 9 28 - 37 1 - 9 11 - 30 1 - 14 | 1 | ジュゴンとマゲシカを国内希少野生動植物種に指定してほしい。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 2. 絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保存をめぐる現状と課題 | | | | | | |
| 19 | 2 | 24 ~ | 2 | 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存をめぐる現状と課題」の記述、特に「(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況」は、平成24年に取りまとめられた「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検のとりまとめ報告書」と照らし合せて記述を修正すべきである。 | 2 | 「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検とりまとめ報告書」の内容は絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略に反映させています。 |
| (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況 | | | | | | |
| 20 | 2 6 7 10 | 26 ~ 7 ~ 11 ~ 28 ~ | 2 (1) | アカウミガメについて、発生のある砂浜の保全に向けて具体的な行動を起こす必要がある。混獲に関しては、国、自治体行政の認識が希薄な印象である。廃棄漁網によるゴースト・フィッシング | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|--------|--------------|------|---|------|---|
| | 11 | 11～ | | グなどの影響も懸念される。砂浜の多様な環境で、種として性比のバランス(温度依存性決定)や多様性が得られているが、ふ化場への集約、管理型の保護と子ガメの放流会により、性比バランスや、生態としての子ガメの能力(興奮期フレンジー)が無駄に費やされてしまっている。地域によっては年に数万個の卵を移植し集約して放流会として利用しており、懸念している。野生動物の多様性は、発生場の多様性に支えられていることを国として正しい啓蒙を行うべきと考える。 | | |
| 21 | 2 | 32～ | 2(1) | 絶滅危惧種の種数が、分類群によって絶対数で表記されているものと割合で表記されているものが混在しているので、統一するか全て併記にするべきである。 誤った印象を与える可能性があるので、「358種が選定されている昆虫類」の部分の削除をお願いします。 | 1 | ここでは、絶滅危惧種の種数が多い3分類群と割合が高い3分類群をそれぞれ記載しているため、原文どおりとします。 |
| 22 | 3 4 | 4 - 9 17～ | 2(1) | 二次的自然に生息する生きものを、種と言う単位で捉えるのではなく、生態系と言う視点で捉え直す記述が必要である。 | 2 | ご指摘の趣旨は、「3.(1) 二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全の推進」の最終段落で一部記載しているため、原文どおりとします。 |
| 23 | 3 | 10 | 2(1) | 開発による脅威及びその対策を具体的に記述すべきである。 | 3 | 「2.(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況」の最終段落で、絶滅危惧種の代表的な減少要因として開発を挙げており、また、「3. |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|----------------------------|---|---------|------|---|------|--|
| | | | | | | (1) 二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全の推進」の6段落目では、生息地等保護区の指定を促進する必要性を記載しています。 |
| (2) 動植物園等における生息域外保全等の現状と課題 | | | | | | |
| 24 | 3 | 16～ | 2(2) | 絶滅危惧植物の現状と、日植協に所属している植物園の現状を記載して、現実的な方針を記載することが必要である。 | 1 | ここでは、(公社)日本植物園協会の加盟園館における絶滅危惧植物の保有状況等を記載するとともに、2段落目で植物園も含めた課題を記載していることから、原文のとおりとします。 |
| 25 | 3 | 23 - 31 | 2(2) | 下線部のように変更するべきである。 また、動植物園等は、種の保存だけでなく、教育、調査・研究、レクリエーション等の公的な機能を果たしている。 「しかしながら、地方公共団体、企業、大学など様々な機関が設置主体は、 <u>限られた人的資源や資金を様々な課題の解決のために配分せざるを得ないことから、地域の希少な動植物の生息域外保全の取組みを行おうとしても人材や予算の不足等の事情により、継続的に実施することが困難となる場合がある。</u> 」 | 1 | ご指摘を踏まえ、一部修文します。なお、ここでは、動植物園等における生息域外保全等の現状と課題を記載しており、環境省として、動植物園等の設置目的を指導する意図や予算・人員獲得交渉に關与する意図を記載しているわけではありません。 |
| 26 | 3 | 25 - 31 | 2(2) | 現状と課題について、昨年末に行われた昆虫館等へのヒアリング結果が反映されるべき。また、ヒアリング結果の公表も別途すべき。 また、動植物園等の問題点が本文に書かれた事の | 1 | ご指摘の担当者個人の責任問題や公益的な評価の不足等の課題についても、ここで述べている社会的な位置づけが明確になっておらず、取組が各動植物園等の自主努力に委ねられているという課題 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|-----------------------------------|----|----|------|---|------|--|
| | | | | みであると誤解される恐れがあるので、例えば以下のような文言を追記すべき。 「他、組織または担当者個人における重圧等即ち、飼育管理していた絶滅危惧種を死なせてしまった時の責任問題や、生息域外保全を研究・実施した結果としての学術的業績や公益的な評価がされにくい等の問題点も考えられるが、今後動植物園等との協議を重ねて問題解決に取り組むべきである。」 | | に包含されると考えられるため、原文どおりとします。 |
| 27 | 3 | 31 | 2(2) | 動植物園に限らず、博物館、博物館相当施設、大学、研究機関、公益法人、民間団体等などとの連携も視野に含めるべきである。 | 1 | 「3.(1) 普及啓発の推進」の2段落目に、事業者も含めた多様な主体が担う種の保存に関する公的な機能や期待される役割等を明確にする必要性について検討する旨を記載しています。 |
| 3. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき今後講ずべき措置 | | | | | | |
| 28 | 4 | | 3 | 「二次的自然を中心に分布する種を新たな制度で指定する」仕組みを提案していることは評価できる。この仕組みを法律に盛り込むべきである。 | 1 | ご意見を踏まえ適切な希少野生動植物種の保全に努めます。 |
| 29 | 4 | | 3 | 回復の視点を盛り込み、「保護・増殖・回復事業」（仮称）とし、自然再生法など他の関連する法律との連携が図れるような仕組みをつくるべきである。 | 1 | 保護増殖事業については、生息・生育環境を望ましい状態に改善することも含めて実施していることから、原文どおりとします。 |
| 30 | 4～ | | 3 | 4～7頁の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき今後講ずべき措置」に、国の機関又 | 5 | 種の保存法の第54条については、国や地方公共団体に対して、許可手続に代わり環境省への協議を |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|-----------------------|---|-----|------|---|------|--|
| | | | | は地方公共団体が行う事務又は事業について「適用しない」としている特例（第五十四条）を外す提案を加える。 | | 求めているものであり、法律の適用が除外されているわけではないことから、削除する必要性はないと考えています。 |
| 31 | 4 | 14 | 3 | 環境アセスメントにおいて絶滅危惧種の重要な生息地が確認され、開発を回避した場合の保護担保措置を検討すべきである。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 32 | 4 | 14 | 3 | レッドリストを種の保存法に位置づけ、絶滅の危険性が高い 類および 類は原則として種指定するとともに、準絶滅危惧種も将来的に指定することも検討すべきである。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、絶滅危惧種の生息・生育状況や減少要因は様々であり、種指定に伴う規制により調査研究や環境教育等の推進の支障となる例もあることから、一律に種の保存法に基づく規制を適用することは適当ではないと考えています。 |
| 33 | 4 | 14～ | 3 | 「検討する必要がある」という記述が25か所ある。曖昧な記述であり、検討した結果としてあるべき姿が示されていない。 | 2 | 「検討する必要がある」という表現については、制度の見直し等も含めた更なる詳細な検討が必要という意図であり、原文どおりとします。 |
| （１）我が国に分布する絶滅危惧種保全の推進 | | | | | | |
| 34 | 4 | 16～ | 3（１） | 絶滅の危機に瀕している野生海洋動物は種の保存法により保護されるべきである。 | 1 | 「3.(1) 二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全の推進」において、海産種についても、国内希少野生動植物種の指定を推進する必要性について記載しています。 |
| 35 | 4 | 17 | 3（１） | 植物の場合には民間人・公立学校の児童生徒による栽培も可能である特性があるため、「地域の小 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|---|---------|---------|---|------|---|
| | | | | 中学校などの教育機関・教育委員会」の保全への参加などが非常に有効である。 | | なお、「3.(1) 普及啓発の推進」の2段落目に、教育機関等も含めた多様な主体が担う種の保存に関する公的な機能や期待される役割等を明確にする必要性について検討する旨を記載しています。 |
| 36 | 4 | 28 - 31 | 3 (1) | 下線部を追記すべきである。 「 <u>なお、海洋生物については、生息数や生態の調査が十分に行われておらず、情報不足から国内希少野生動植物種の指定が進展していない。今後、海洋生物の生息数や生態の把握に努め、その結果を踏まえて、国内希少野生動植物種の指定を推進する必要がある。その上で、海洋の生息環境の整備・保全が求められる。また、日本の領土を越えて回遊する種の保護については、各国と協力しながら保護のための体制作りが必要である。渡り鳥の保護についても、繁殖地・中継地・越冬地それぞれの保全が必要であることから、より明確な国際協力体制が必要である。</u> 」 | 1 | ご意見を踏まえ、海洋生物の絶滅危惧種の選定が十分に行われていない理由として、情報の不足を追記します。 |
| 37 | 4 | 28 ~ | 3 (1) | 「2014年改正時の付帯決議に基づき、また今年度中に公表される海生物レッドリストを踏まえ、希少性の認められる種については積極的に対象とし、また選定が不十分な種に関してはその要因を取り除き、選定を早急に進める。」を加え | 1 | ご指摘は、当該記述に包含されていると考えられるため、原文どおりとします。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|--------|---------|---------|---|------|---|
| | | | | る。 | | |
| 38 | 4 | 32 - 34 | 3 (1) | 下線部を追記すべきである。 「滅危惧種を保全するためには、 <u>裸地</u> 、草原、水田、ため池、二次林等の生息・生育環境を」 | 1 | ご指摘の裸地は河川の砂礫地等を想定されていると推察しますが、二次的自然の代表的な生息環境ではないため、原文どおりとします。なお、草原、水田、ため池、二次林に限定されるものではないと認識しています。 |
| 39 | 4 5 | 32 3 | 3 (1) | 4 頁 32 行の「両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、維管束植物等」と5 頁 3 行「昆虫類や両生類、汽水・淡水魚類、維管束植物等」で記述の順番が変わっているが優先順位として考えているのか、根拠を示すべきである。 | 2 | ご意見を踏まえ修文します。 |
| 40 | 5 | 13 | 3 (1) | どのような捕獲方法を想定しているのか。 | 1 | 捕獲等の手段により規制の内容を変更するのではなく、捕獲等の目的に応じて規制の内容を変更することを意図しています。 |
| 41 | 5 | 15 | 3 (1) | 「新たな制度」の内容を加筆すべきである。 | 2 | 当該段落において、「二次的自然を中心に生息・生育する種の保存を適切に進めるため、種の保存に対する影響が比較的小さい、調査・研究や環境教育等を目的とした、少数の捕獲又は一時的な捕獲等については、規制を適用せずに、商業目的での捕獲等のみを抑制することができる制度改正等を検討する必要がある。」を記載しています。 |
| 42 | 5 | 21 - 33 | 3 (1) | 生息地等保護区の指定についても、国民の提案制度を設けるべきである。また、事業の決定や保護 | 2 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|---|---------|------|--|------|---|
| | | | | 区の指定に関する決定過程も公開するべきである。 | | |
| 43 | 5 | 21～ | 3(1) | 「また、海生生物に関しては、重要海域の選定に沿って、希少な海生生物に関する保護海域を特定し、その指定を進めるべきである」を追加する。 | 1 | 海洋生物種については、まずは絶滅危惧種の選定とそれに基づく国内希少野生動植物種の指定が必要と考えています。「3.(1) 二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全の推進」の2段落目において、その旨記載しています。 |
| 44 | 5 | 32 | 3(1) | 「種名を積極的に公表しない生息地等保護区の指定」に対して、種名を積極的に公表しない(できない)ことに心情的な理解はできるが、それが行き過ぎることが懸念され、慎重な運用を希望する。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 45 | 5 | 33 | 3(1) | 生息地等保護区の指定地に関して、固定資産税や相続税等の優遇措置や保全活動に対する支援措置を検討すべきである。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、現行においても、生息地等保護区の保全活動への支援を行っている事例や、管理地区における税制の優遇措置があります。 |
| 46 | 6 | 14 - 25 | 3(1) | 保護増殖事業計画の策定についても、国民、民間団体の提案制度を設けるべきである。また、6頁目24行目の「保護増殖事業計画の新規策定と事業の確認・認定を推進する必要がある。」の「確認・認定」の後に「のみならず、民間団体等との協力・協働」を加え、「保護増殖事業計画の新規 | 2 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、後段のご意見を踏まえ、一部修文します。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|-----|----|---------|--|------|---|
| | | | | 策定と事業の確認・認定のみならず、民間団体等との協力・協働を推進する必要がある。」とする。 | | |
| 47 | 6 | 21 | 3 (1) | 民間や動物園・植物園等が国に許可を申請して実施する制度となっているが、国が民間にお願いしていく（協定を結ぶなどの）スタンスが必要と思われる。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、「3.(2)動植物園等と連携した生息域外保全等の推進」に記載しているとおり、(公社)日本動物園水族館協会及び(公社)日本植物園協会とは「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結しています。 |
| 48 | 6 | 28 | 3 (1) | 生息域内保全の有効手段として、優遇措置等のナショナルトラスト推進策を検討すべきである。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 49 | 6 | 29 | 3 (1) | 個体数が回復したのちに指定解除することを明言していることに対して強く支持する。また、設定された目標を達成できなかった場合の事後の対応について、事前に明確にしておくことが望ましいと考える。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 保護増殖事業等の実施により、生息・生育環境の維持改善と個体数の回復を図り、より多くの国内希少野生動植物種について、その指定解除等が実施できるよう、取組を進めていきたいと考えています。 |
| 50 | 6 ~ | | 3 (1) | 保全戦略の法定計画化、常設の科学委員会の法定化、国民による指定提案制度の法定化、登録制度、個体等識別情報のＩＣタグ化について、検討するとのあいまいな記述が散見される。国民による指定提案制度の法定化についてはすでに試行的に | 1 | 「検討する必要がある」という表現については、制度の見直し等も含めた更なる詳細な検討が必要という意図であり、原文どおりとします。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|---|-------|------|---|------|--|
| | | | | 行われ、問題のないことが確認されているため、早急に法定化されるべきである。保全戦略の法定計画化、常設の科学委員会の法定化についても今回の見直しで実行されるべきである。 | | |
| 51 | 6 | 36～ | 3(1) | 国内希少野生動植物種の指定に際して、積極的かつ広汎な募集は止めてもらいたい。国民からの提案を受け付けたとしても慎重に審議することを要望する。 また、指定種の解除に対しても国民からの提案を受け付けてもらいたい。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、国内希少野生動植物種の指定は、提案を踏まえた上で、科学的知見に基づき検討を進めることとしています。 |
| 52 | 7 | 4 - 9 | 3(1) | 7頁6行目の「制度上の位置づけを明確にして」を「法定し」と変更すべきである。また、国民からの提案については、後述の科学委員会での検討がなされるべきである。 | 1 | ご意見の趣旨を踏まえ、「制度上位置付け、」と修正します。 また、「3.(5)科学的な絶滅危惧種保全の推進」の3段落目において、国内希少野生動植物種の指定に関する検討会について、常設の科学委員会として制度上の位置づけを明確化することを検討する必要性について記載しています。 |
| 53 | 7 | 6 | 3(1) | 制度上の位置づけを明確にしては、法定化してと表現すべきであり、法定の検討の過程で、提案の検討の結果の情報や検討期間等についても明確にすべきである。 | 2 | ご意見の趣旨を踏まえ、「制度上位置付け、」と修正します。 なお、当該段落において、提案を踏まえた検討経緯等について可能な範囲でより明確にすることを検討する必要性について記載しています。 |
| 54 | 7 | 11 | 3(1) | HP やパンフレットの作成では効果が薄い。都道 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------------------------|---|---------|------|--|------|--|
| | | | | 府県レベル、あるいは更に細かい行政単位で拠点を作って、具体的な広報活動を環境省が後押しし行く体制を構築することが必要である。 | | す。 |
| 55 | 7 | 11～ | 3(1) | 種の保存法指定種の表記または解説文中において、指定時の和名・学名以外に、過去のシノニムや旧称等全てを追記すべき。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 56 | 7 | 11～ | 3(1) | 具体的な取り組みの中に CITES 附属書掲載種を含む絶滅危惧種の需要の減少を加えるべきである。 | 1 | ご指摘の絶滅危惧種の需要の減少に関する普及啓発についても、ここで述べている絶滅危惧種の危機の状況や保全の必要性に関する普及啓発に包含されると考えられるため、原文どおりとします。 |
| 57 | 7 | 14 - 18 | 3(1) | これから保全活動を始めるとする団体も含めて、広い意味での人材育成について記述すべきである。 | 2 | 当該段落において記載している保全活動を担うことができる主体の育成の必要性に、団体の育成等も包含されていると考えられるため、原文どおりとします。 |
| (2) 動植物園等と連携した生息域外保全等の推進 | | | | | | |
| 58 | 7 | 27 | 3(2) | 生息域外保全に取り組む動植物園の認定制度について、動植物園全体の優良認定であるかのような誤解を生じさせないようにするべきである。具体的には、 ・名称を、生息域外保全活動限定のものだとわかるような名前にすること。 ・広告規制を設けること。 また、認定に当たっては、動物福祉についても一 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、動物福祉の観点については、動物愛護管理行政の中で対応を検討する必要があると考えています。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|---|---------|---------|---|------|---|
| | | | | 定程度考慮すべき。展示動物の飼養保管基準等を遵守しているか等を選定基準に含めるべきである。 | | |
| 59 | 8 | 7 - 24 | 3 (2) | 問題のある動物園等の認定取り消しの条件についての記述が必要である。 | 2 | 「 3 . (2) 動物園等と連携した生息域外保全等の推進」の5段落目において、不適切な行為に対する措置等について検討する必要性を記載しており、ご指摘を踏まえて一部修文します。具体的な条件等については更に検討を進めたいと考えています。 |
| 60 | 8 | 10 - 11 | 3 (2) | 下線部のように変更すべきである。 「 <u>植物園等の生息域外保全等に関する取組について社会的な認知度の向上等を図ることが生息域外保全等の取組の推進に効果的である。</u> 」 | 1 | ご意見の趣旨を踏まえ、一部修文します。 |
| 61 | 8 | 11 ~ | 3 (2) | 動物園等の認定については、あたかも施設全体の評価であるかのような誤解を受ける表現とならないよう、広報等の方法について細かい注意事項を設ける必要があることについて記載すべきである。 認定を取り消す定義や要件などについても明確にしておく必要がある。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、「 3 . (2) 動物園等と連携した生息域外保全等の推進」の5段落目において、不適切な行為に対する措置等について検討する必要性を記載しており、ご指摘を踏まえて一部修文します。具体的な条件等については更に検討を進めたいと考えています。 |
| 62 | 8 | 13 - 14 | 3 (2) | 下線部のように変更すべきである。 「 <u>動物園等を認定することにより、動物園等</u> | 1 | 「 3 . (2) 動物園等と連携した生息域外保全等の推進」の5・6段落目に記載しているとおり、 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|-----------------------|---|---------|---------|--|------|--|
| | | | | <u>の設置主体による自主的な取組を強力的に支援する方策を検討すべきである。」</u> | | 動植物園等の認定制度を種の保存法上に位置付けることにより、手続きの緩和や財政的な支援等の実施を想定しているため、原文どおりとします。 |
| 63 | 8 | 20 - 24 | 3 (2) | 少なくとも、密輸品として押収された動物に対しては、この規制緩和対象から外すべきである。 | 1 | 密輸品として押収されたについては、当該種の保存を目的として、動植物園等での飼育、栽培を依頼しているため、それらの希少野生動植物種が認定の対象となった場合、譲渡し等の規制緩和の対象から除外する必要はないと考えています。 |
| (3) 希少野生動植物種の流通管理強化 | | | | | | |
| 64 | 8 | 30 | 3 (3) | CITES 付属書 II の掲載種についても国内流通を規制すべきである。 | 1 | ワシントン条約附属書については、現在は必ずしも絶滅のおそれはないが、国際取引を規制しなければ絶滅のおそれのあるものを掲載していますが、商業目的の国際取引が可能であり、また、外国為替及び外国貿易法による水際規制が実施されていることから、国内流通規制の必要性は低いと考えています。 |
| 65 | 8 | 30 | 3 (3) | 第二十一条では国際希少野生動植物種の個体の譲渡し等は登録票等とともにしなければならないとあるが、譲渡し等をせず所持しているだけでも登録を必要とすること。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、所持そのものを原則禁止とすることは非常に強い規制であり、慎重な検討が必要と考えています。 |
| 66 | 8 | 30 ~ | 3 (3) | 財)自然環境研究センターへの登録業務委託の変更と手続きの透明化を求める。 | 1 | 登録関係事務は、(一財)自然環境研究センターに業務委託を行っているものではなく、(一財)自然 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|--------------|-------------------|------|---|------|---|
| | | | | | | 環境研究センターが種の保存法に基づき申請を行い、環境省で適正な審査を実施した上で、機関登録を行っているものです。 |
| 67 | 8 9 10 | 30～ 29～ 16～ | 3(3) | 象牙国内市場を閉鎖するべきである。 | 5 | 我が国の象牙市場は適切に管理されており、また、象牙の密輸出先や密輸の経由地になっているとの報告もされていないため、国内取引を禁止する必要はないと考えていますが、国際的な象牙の流通管理の強化の要請等を踏まえ、事業者管理制度の強化を検討する必要があると考えています。 |
| 68 | 8 | 31～ | 3(3) | 有効期限の設定と共に登録票を見て違法性に気づき、警察官が摘発できるよう、研修および情報システムが必要である。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 69 | 8 | 31～ | 3(3) | 登録票の有効期限とともに、「規制前取得」の登録票を発行する期限も設けるべきである。そして期間を過ぎ登録ができなくなった生体・器官・加工品は没収対象とすべきである。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 70 | 8 | 31～ | 3(3) | 登録自体に有効期限を設けるのではなく、登録票に有効期限を設けても無意味である。 | 1 | ご意見を踏まえて修文します。 |
| 71 | 9 | 6 | 3(3) | 下線部を追記するべきである。 「登録票の返納義務違反の罰則は30万円以下の罰金と低く、一方で国際希少野生動植物種はその希少性から高額で取引されているものが多いため、未返納の登録票を違法に入手した別の個体の | 1 | 登録票の不正な利用を防ぐためには、返納義務違反の罰則の引き上げではなく、登録の有効期限の設定により、返納していない登録票が失効することが有効と考えており、原文どおりとします。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|---|-------|---------|---|------|---|
| | | | | 登録票として、不正に利用した事件も発生している。このため、 <u>返納義務違反の罰金を高額な希少種取引価格に見合うものへ引き上げるとともに、</u> 生きている個体に関する登録票に有効期限を導入して未返納の登録票が無効となるよう措置し、流通管理をより強化する<ことを検討する(削除)>必要がある。」 | | |
| 72 | 9 | 11-13 | 3 (3) | 象牙の登録票の有効期限導入の必要はないと考える。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、「3.(3) 登録票の有効期限の設定」では、生きている個体に限り、有効期限を導入する必要性を記載しています。 |
| 73 | 9 | 15 | 3 (3) | 植物の個体識別措置について明記すべきである。いまの記載は動物・小動物で実践している内容であり、植物でどうするか、盛り込むべき。絶滅危惧植物の半数は植物である。 | 1 | 「3.(3) 個体識別措置(マイクロチップ等)の導入」については、国内の絶滅危惧種ではなく。国際希少野生動植物種を対象としています。 個体識別措置の導入にあたっては、得られる効果と追加的に発生するコスト等を考慮し、種毎に、導入の必要性を検討する必要がある旨を記載していることから、原文どおりとします。 |
| 74 | 9 | 15~ | 3 (3) | 個体識別措置は裁判で証拠として採用される措置にすべき。登録時に DNA 試料(哺乳類の場合は毛など)を提出させ、国際希少野生動植物種の登録票と製品及び個体を確実に対応させるべき。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、DNA を活用した個体識別措置については、現段階では DNA 解析のコスト負担等に課題があ |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|---|---------|---------|--|------|--|
| | | | | | | ると認識しています。 |
| 75 | 9 | 15 - 27 | 3 (3) | 個体識別措置としてマイクロチップの導入は不適切である。 | 1 | マイクロチップ等の個体識別措置を導入することにより、あわせて導入する個体の登録の有効期限の満了後の登録の更新時に、過去に登録を受けた個体と同一個体であるかを識別することがより容易になるため、導入の必要を検討する必要があると考えています。 |
| 76 | 9 | 22 - 27 | 3 (3) | 個体識別措置の導入を一部除外するとされているものについては、装置の導入を除外するのではなく、規制自体をやめるべきである。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 77 | 9 | 24 | 3 (3) | 合法的に多数が輸入されていても国内で違法取引が多いのであれば対象とすべきではないか。 | 1 | ご意見を踏まえ修文します。 |
| 78 | 9 | 29 ~ | 3 (3) | 虚偽申請の罰則を強化すべきある。環境大臣及び登録機関は虚偽申請を判別する能力強化及び警察との連携を強化すべきである。 また譲受けの届出は登録記号番号や氏名住所等を届けるだけであるが、生体の場合はペット店で発行する販売時説明書の写真または写しを添付させるなど、裁判の証拠になる譲受けの記録を添付すべきである。 | 1 | ご意見を踏まえ、不正の手段による登録票の交付等の悪質性について追記し、罰則の強化を明記します。また、譲受け時の届出に係るご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 79 | 9 | 30 - 34 | 3 (3) | 必要な改正ではあるが、環境省自身がもともとそのような権限はあったと解釈しているというのであるから、その明文化自体が現行法上の国内取 | 1 | ご意見を踏まえ、「3 .(3) 象牙等の事業者の管理強化」に、全形象牙の登録審査のあり方を検討する必要性について追記します。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|----|---------|---------|---|------|--|
| | | | | 引規制 / 登録制度の抜け穴を防ぐための対策とはならない。問題は登録にあたって登録要件を証明する客観的証拠が要求されず、書類のみを提出させて現物の確認もしない登録手続にある。 | | |
| 80 | 9 | 34 - 35 | 3 (3) | 罰則の引き上げは望ましいことではあるものの、そのことだけによって不正登録防止の実があがるものではない。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 81 | 9 | 34 - 35 | 3 (3) | 不正の手段による登録票の交付等についての罰則の見直しについて、支持する。 | 1 | ご意見を踏まえ適切な希少野生動植物種の流通管理に努めます。 |
| 82 | 10 | 4 ~ | 3 (3) | 表示だけでは違法な個体の流通を防げない。 | 1 | ご意見も踏まえ、より一層の取締りの強化等に努めます。 |
| 83 | 10 | 4 ~ | 3 (3) | 日本は象牙の国内オンライン取引を禁止すべきである。 | 1 | 我が国の象牙市場は適切に管理されており、また、象牙の密輸出先や密輸の経由地になっているとの報告もされていないため、オンライン取引を禁止する必要はないと考えています。「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」において、電子商取引のプラットフォーム提供事業者と協力して電子商取引市場における取引適正化の推進を実施しているところです。 |
| 84 | 10 | 4 ~ | 3 (3) | 登録記号番号とあわせて、登録年月日等の表示を義務付け、制度の周知徹底や取締りの強化に努める必要があることについて強く賛成する。 さらに、希少野生動植物種の個体等を繁殖・販売 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|----|----|---------|--|------|---|
| | | | | する業者に対し、登録記号番号が届くまでの期間に画像や動画等の掲載はできないこと等、細かく周知すべきである。 | | |
| 85 | 10 | 8 | 3 (3) | 下線部を追記すべきである。 「...動植物種が販売されている事例が確認されていることから、制度の周知徹底や取締りの強化に努めるとともに、 <u>譲渡等が規制されている種や器官・加工品が容易に確認できるようにする必要がある。</u> 」 | 1 | ご指摘の趣旨は、当該記述に含まれていると考えられるため、原文どおりとします。 |
| 86 | 10 | 13 | 3 (3) | 下線部を追記すべきである。 「...違法な個体の流通を防ぐ効果が期待できる。 <u>この仕組みを活用し、行政機関はインターネット等で販売されている希少野生動植物の合法性について、モニタリングに努めるべきである。</u> 」 | 1 | 「3.(3) インターネット等の新たな流通形態への対応」の1段落目に、制度の周知徹底や取締りの強化に努める必要性について記載しており、ご指摘の趣旨も含まれていると考えられるため、原文どおりとします。 |
| 87 | 10 | 16 | 3 (3) | 「届出制から登録制または許可制への変更」について支持する。本件の啓蒙活動については当該省からの広報も強く求めたい。 | 1 | ご意見も踏まえ、事業管理制度の強化の具体的な内容について追記します。 |
| 88 | 10 | 16 | 3 (3) | 「商標（認定シール）の義務化」について、反対する。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 89 | 10 | 16 | 3 (3) | 「特定国際種事業者の名称、所在地等の公表」については賛成する。ただし、現状でも善意の象牙取引業者がインターネット上で誹謗中傷されたり、HP上で悪意の書き込みをされたりしている | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|----|---------|------|---|------|--|
| | | | | ため、登録企業の公表については注意が必要である。 | | |
| 90 | 10 | 16～ | 3(3) | 「特定国際種事業者届け出番号の付与と表示義務」についてどのような書類にまで登録番号を明示するかを明らかにしていただきたい。名刺など小さなものにも表示義務が生じるとなると、この案には現実性がない。 | 2 | 「インターネット等の広告等の際に、届出番号等の表示を義務付けることも検討する必要がある」の記載のとおり、インターネットやチラシ等により商品の販売等を実施する際を想定しており、名刺等については表示義務の対象として想定していません。 |
| 91 | 10 | 16～ | 3(3) | 象牙等の事業者だけでなく、特定国際種事業に国際希少野生動植物種を含め、事業者登録の義務および違反の場合の事業者登録取り消しを罰則に加えるべきである。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、種の保存法に違反した場合には、動物の愛護及び管理に関する法律の第一種動物取扱業の登録拒否・登録取消し要件に該当します。 |
| 92 | 10 | 16～ | 3(3) | 象牙等の事業者の管理強化には賛成いたしますが、あくまでも、密猟や違法取引を引き起こす原因となる市場そのものを閉鎖するための段階的措置とすべきである。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、我が国の象牙市場は適切に管理されており、また、象牙の密輸出先や密輸の経由地になっているとの報告もされていないため、国内取引を禁止する必要はないと考えています。 |
| 93 | 10 | 16 - 23 | 3(3) | インターネット等の広告等の際に届出番号の表示の義務付けの検討について、進めるべきと考える。 | 1 | ご意見を踏まえ適切な希少野生動植物種の流通管理に努めます。 |
| 94 | 10 | 16 - 26 | 3(3) | 象牙のカットピース等特定器官等も取引規制の | 1 | ご意見を踏まえ修文します。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|----|---------|---------|---|------|--|
| | | | | 対象とすること。 | | |
| 95 | 10 | 17 - 23 | 3 (3) | 望ましい措置ではあるが、合法市場が違法象牙の隠れ蓑になる事を防止するための最優先課題である、全形牙を対象とする国内取引規制 / 登録制度の抜け穴をふさぐことへの直接的な対策とはならない。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、「3 .(3) 象牙等の事業者の管理強化」に、全形象牙の登録審査のあり方を検討する必要性について追記します。 |
| 96 | 10 | 18 | 3 (3) | 象牙取引は現在の届出制で十分に機能している。 | 1 | 象牙を扱う特定国際種事業者の違反事例等も確認されていることから、更なる事業者管理制度の強化が必要と考えています。 |
| 97 | 10 | 18 | 3 (3) | 日本の法律の下、届出し、合法的に営業をしている業者でもHP上で誹謗中傷されることが多くなっているため、特定国際種事業者の名称、所在地等の公表については考慮を求める。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 98 | 10 | 20 | 3 (3) | 一部届出制が機能していないと考えている。根本の原因は「届出制についての啓蒙活動不足」なので、環境省、経産省、文科省などで普及啓発を行っていただきたい。 | 1 | ご意見も踏まえ、普及啓発の強化に努めます。 |
| 99 | 10 | 20 | 3 (3) | 下線部のように変更すべきである。 「届出が義務付けられている。しかし、 <u>未届の事業者の存在や事業者による違法取引が報告されている。特にインターネット等での広告では、...</u> 」 | 1 | ご意見を踏まえ、「3 .(3) 象牙等の事業者の管理強化」の2段落目に、現状の問題点を追記します。 |
| 100 | 10 | 21 | 3 (3) | 下線部のように変更すべきである。 | 1 | ご意見を踏まえ、一部修正します。なお、虚偽表 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|----|---------|---------|---|------|---|
| | | | | 「環境大臣等が事業者から届出を受理した際に届出番号を付与するとともに、事業者届出簿を一般への閲覧に供し、事業者に対してはインターネット等の広告の際に届出番号の表示を義務付け、虚偽表示への罰則を設ける<ことも検討する(削除)>必要がある。」 | | 示への対応については、今後の事業者管理制度の強化の検討の中で、参考とさせていただきます。 |
| 101 | 10 | 24 - 26 | 3 (3) | <p>答申案が、届出事業者に対する指導の強化といった運用の改善を意図するに過ぎないのか、免許・登録制度の導入等の法改正を求めているかまったく明らかでない。全形牙の取引規制の抜け穴を防ぐための措置にはなり得ない。</p> <p>象牙取引を伴う事業を行おうとする者に対しては、申請者が法令が義務づけている事項を遵守できる者といえるのかどうか、当該法令や関連する法令へ違反したことがあるかどうか、事業開始時および事後定期的に審査されたうえで、事業開始・継続の可否が公的に監視されるべきである。</p> <p>象牙取引を伴う事業は、免許・登録制とされなければならない。そうすれば、事後に免許・登録の拒否事由が生じたときや、不正に免許・登録やその更新を受けたとき、事後に法令違反があったとき等には、免許・登録が取り消されることになる。</p> <p>なお、特定国際種事業制度の見直しに当たって</p> | 1 | ご意見を踏まえ、事業管理制度の強化の具体的な内容及び事業者が所有する全形を保持した象牙の状況把握の必要性等について追記します。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|----------------------|----|---------|---------|---|------|--|
| | | | | は、その事業に、全形牙の取引を伴う事業をも含めることが必須である。 | | |
| 102 | 10 | 24 - 26 | 3 (3) | 事業者管理制度の強化の検討について必要と考える。 | 1 | ご意見を踏まえ適切な希少野生動植物種の流通管理に努めます。 |
| 103 | 10 | 24 - 26 | 3 (3) | 「罰則の強化」については反対である。 | 1 | 象牙を扱う特定国際種事業者の違反事例等も確認されていることから、更なる事業者管理制度の強化が必要と考えています。 |
| 104 | 10 | 25 | 3 (3) | 下線部を追記すべきである。 「 <u>事業者の登録 / 許可制導入を念頭に事業者管理制度の強化を検討する。</u> 」 | 1 | ご意見を踏まえ修文します。 |
| (4) 戦略的な絶滅危惧種保全の推進 | | | | | | |
| 105 | 10 | 28 ~ | 3 (4) | 人と自然が共生する文化を育むことが大事だと考える。自然を守るために、自然の一員である人が、自然を破壊することを規制する文化を育むことである。そのためには啓蒙教育、社会的規制など、政治、教育、経済にわたる政策が求められており、そうした視点からの問題提起が、この節において追加補強されるべきである。 | 1 | ここでは、絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略を踏まえ、希少野生動植物種保存基本方針等の見直しを実施していく必要性について記載しています。絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略では、多様な主体の連携及び社会的な理解の促進について記載しているため、原文どおりとします。 なお、ご意見の趣旨も一部踏まえ、「1 .はじめに」に野生生物が資源や文化等の対象となっている旨を追記します。 |
| (5) 科学的な絶滅危惧種保全の推進 | | | | | | |
| 106 | 11 | 11 | 3 (5) | 科学的データと保全増殖の事業をリンクさせる | 1 | ご意見を踏まえ修文します。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|-----------|----|---------|---------|---|------|--|
| | | | | ことを明記すべきである。 | | |
| 107 | 11 | 11 - 30 | 3 (5) | 「現在設置している指定に関する検討会について、常設の科学委員会として制度上の位置付けを明確化することも検討する必要がある。」ではなく「常設の科学委員会として制度上位置付ける」と記述すべきである。 | 2 | ご意見を踏まえ修文します。 |
| 108 | 11 | 14 - 15 | 3 (5) | 専門家の科学的知見がすべて正しいとは限らないので、できる限り海外の知見も踏まえながら、客観的に評価するしくみも必要である。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 109 | 11 | 22 - 30 | 3 (5) | 11 頁 24 行目及び 27 行目の「ことも検討する」を削除する。また、11 頁 27 行目の「必要がある。」の後に、「常設の科学委員会の審議に参加した専門家の氏名および審議内容を公開することにより審議の透明性を確保し、施策や事業の推進の根拠となる知見の妥当性を科学的に検証可能とすることが求められる。」という一文を加える。 | 1 | 「検討する必要がある」という表現については、制度の見直し等も含めた更なる詳細な検討が必要という意図であり、原文どおりとします。 また、当該段落の中段において、絶滅危惧種の分布情報等の情報管理の観点から可能な範囲で、検討経緯等についてより明確にすることを検討の必要性を記載しています。 |
| (6) その他 | | | | | | |
| 110 | 11 | 33 ~ | 3 (6) | 第三条(財産権の尊重等)を削除すること。 | 1 | 財産権の尊重は憲法で規定されており、削除することは適当ではないと考えています。 |
| 111 | 11 | 33 ~ | 3 (6) | 犯罪収益は没収し、器官および加工品は焼却、生体は没収後、答申案 P8 19 行にある認定された動植物園等による「国際希少野生動植物種の繁殖と普及啓発等」に活用すべきである。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|----|--------|---------|---|------|---|
| | | | | 国際希少野生動植物の器官および加工品は処分前に DNA 試料を採取し、国際的な野生生物犯罪の捜査に貢献すべきである。 | | |
| 112 | 12 | 3 - 5 | 3 (6) | 12 頁 3 行目及び 5 行目の「ことも検討する」を削除する。 | 1 | 「検討する必要がある」という表現については、制度の見直し等も含めた更なる詳細な検討が必要という意図であり、原文どおりとします。 |
| 113 | 12 | 3 5 | 3 (6) | 措置命令、犯罪収益の没収に賛成である。没収した資金は原産国の生態系保全に使うことを提案する。 | 1 | ご意見を踏まえ適切な希少野生動植物種の流通管理に努めます。 |
| 114 | 12 | 4 - 5 | 3 (6) | 犯罪収益の没収が可能ならば、望ましいことではある。ただし、現行法上も、違法に取引された国際希少野生動植物種は有罪判決の附加刑として没収することができ、没収できないものはその価額を追徴することができる。いずれにせよ、現行法上の象牙の国内取引規制 / 登録制度の抜け穴を放置し、罰則だけに頼っても象牙の国内取引管理の根本問題は解決しない。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 115 | 12 | 14 | 3 (6) | 「交雑個体等の取扱い」は、交雑個体の規制の必要性について改めて議論を行うのではなく、交雑個体を本法の適応範囲にすべきである。 | 2 | 交雑個体については、原産地における希少種の生息等に大きな影響を与えている事例が確認できていないため、現時点で対応をとる必要性は低いものと考えています。 |
| 参考資料 | | | | | | |
| 116 | 13 | | | 附帯決議の全文を掲載し、その進捗具合を点検す | 1 | 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につ |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|----|----|----|--|------|---|
| | | | | べきである。 | | き講ずべき措置」は、原則として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の見直しを目的として検討を進めたものであるため、附帯決議についても、法律の見直しに関わる部分のみ記載しています。 また、その他の附帯決議については、別途、その対応を進めているところです。 |
| 117 | 14 | 21 | | 「国立大学法人岩手大学」と記載するほうが適当である。 | 1 | ご意見を踏まえ修文します。 |
| 118 | 14 | 24 | | 「国立大学法人北海道大学」と記載するほうが適当である。 | 1 | ご意見を踏まえ修文します。 |
| 119 | 14 | 28 | | 記載の箇所が五十音順に則っていません。 | 1 | ご意見を踏まえて修文します。 |
| 全体 | | | | | | |
| 120 | | | | 現在検討されている野生生物保全のための取り組み強化や違法行為の取り締まり、罰則措置などは早急を実施すべき。象牙についても国際社会の一員として責任ある規制と実効ある取組みを行うことが求められる。 | 1 | ご意見を踏まえ適切な希少野生動植物種の保全に努めます。 |
| 121 | | | | 本文全体に、海生生物種を意識した記述をすべきである。 | 1 | 海洋生物種については、まずは絶滅危惧種の選定とそれに基づく国内希少野生動植物種の指定が必要と考えています。「3.(1) 二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全の推進」の2段落目において、その旨記載しています。 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|---|---|----|---|------|---|
| 122 | | | | 全体として動物重視・植物軽視の傾向が強い。 | 1 | 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置」は、原則として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の見直しを目的として検討を進めたものであり、制度上の課題検討を中心に実施しています。我が国の絶滅危惧植物の保全については、既存の国内希少野生動植物種への新規指定や生息地等保護区の指定、保護増殖事業の実施等を着実に推進し、保全をすすめていくことが重要と考えています。 |
| 123 | | | | 多数の絶滅危惧種が集中するホットスポット型生息地等保護区の指定を新設すべきである。 | 1 | ご指摘の趣旨は、「3.(1) 二次的自然等に分布する絶滅危惧種保全の推進」の最終段落で記載しています。 |
| 124 | | | | 多様な主体との連携を進めるための財政支援も含めた生息地等協働保全制度を新設すべきである。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 125 | | | | 国内希少種の譲渡規制の緩和を希望する。ラン科植物について、愛好家と研究機関、植物園等公的施設との間での増殖株の譲渡手続きの簡略化をしてほしい。現行法でも可能だが、罰則が厳しいため愛好家は尻込みする。愛好家間での譲渡も栽培登録制など一定の条件を付けて株を分散させてほしい。また、フラスコ内の無菌培養株に譲渡禁止の例外を認めてほしい。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、国内希少野生動植物種の譲渡し等について、大学が教育又は学術研究のために譲渡し等をする場合及び博物館又は博物館相当施設が繁殖又は展示のために譲渡し等する場合については、規制の適用除外とし、届出を求めることとしています。また、「3.(2) 動植物園等と連携した生息域外 |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|---|---|----|--|------|---|
| | | | | | | 保全等の推進」においては、動植物園等を認定する制度を創設し、希少野生動植物種の譲渡し等の規制を一部緩和することを検討する必要性についても記載しています。 |
| 126 | | | | <p>種の絶滅要因は、戦後の人口増加による耕地面積の拡大、ダムの建設、住宅供給に伴う拡大造林、住宅地の郊外（低山や丘陵）への進出、山間での車道整備、森林の飽和、ソーラーパネル、災害、獣害である。短期間に確実に国土と植物を絶滅させるのはシカによる獣害である。</p> <p>絶滅危惧種の保全は、植物園もしくは研究機関などがするものとされるのだろうが、公的私的植物園に関わらず園長の交替で園の方針などは変わるし、専門担当も人事異動で植物保全の環境は変わる。栽培の上手な民間人はの力を借りようとするのか。</p> <p>国家規模の絶滅危惧種とそれに準ずる保護増殖施設を各地に作る必要がある。播種と育苗の施設が確保できればたいいていの日本の野生植物の播種育成は可能で、国家規模が無理なら自治体レベルで今から取り組めばシカ害の先手を打てるかもしれない。また、日本で災害などが起こった時のために、世界レベルで貴重な種類は積極的に</p> | 1 | <p>ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>絶滅危惧種の保全に向け、シカ対策を始めとした各種施策を推進していきたいと考えています。</p> |

| 意見 No. | 頁 | 行 | 項目 | 意見の概要 | 意見件数 | 回答 |
|--------|---|---|----|---|------|-------------------------|
| | | | | 栽培増殖して海外の機関に送付して存続をはかる必要もある。荒廃や採集行為が顕著にみられる山域は山止めとするか、入山者の総量規制をするべきである。 | | |
| 127 | | | | 今回の COP17 では、楽器に利用されている象牙製品の持ち出し・持ち込みについて議題に挙げたと聞いている。このような文化的見地から見てもぜひ文科省からも出席していただくことを要望する。 和楽器においても象牙の代替素材の開発は急務と考える。しかし研究開発には多額の予算が必要で、市場規模の小さい音楽業界では企業予算だけで完成させることは難しい。経産省、また関係省庁から新素材開発のための予算支援を要望したい。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 128 | | | | ワ条約会議には経産省と環境省だけが出席しているらしいが、伝統音楽または音楽文化の見地からして文科省の出席も必要と考えている。 | 1 | ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |